

独立行政法人国立美術館中期計画

(序文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第三十条の規定により、独立行政法人国立美術館が中期目標を達成するための中期計画(以下「中期計画」という。)を次のとおり定める。

(基本方針)

独立行政法人国立美術館(以下「国立美術館」という。)は、我が国における美術振興、芸術文化振興の中心的拠点として、優れた美術作品を最良の状態でも可能な限り多くの人々の鑑賞に供するという使命の下に、国民の多様化するニーズを踏まえ、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していく。

このため、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館の4館を設置し、それぞれの美術館の理念・目的に基づき、調査・研究機能を重視し、調査結果や研究成果を基に、美術作品等の収集・保管・修理・展示、教育普及事業等を有機的・体系的に行う。

また、生涯学習の推進や、国際文化交流の振興に積極的に取り組むとともに、我が国における美術館のナショナルセンターとしての役割を果たしていく。

各館の役割・任務は以下のとおりである。

(東京国立近代美術館)

近・現代美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。本館のほか、工芸館、フィルムセンターを設置する。フィルムセンターは、我が国における映画文化振興の中核となる総合的な映画保存所を目指す。

(京都国立近代美術館)

近・現代美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。

(国立西洋美術館)

昭和30年10月8日に日本国政府及びフランス政府間に成立した合意に基づきフランス政府から日本国政府に寄贈された美術に関する作品(松方コレクション)並びに西洋美術に関する作品及び資料を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれらに関連する調査研究及び事業を行う。

(国立国際美術館)

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 職員の意識改革を図るとともに、収蔵品の安全性の確保及び入館者へのサービスの向上を考慮しつつ、運営費交付金を充当して行う事業については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき新規に追加される業務、拡充業務分等を除き1%の業務の効率化を図る。

具体的には、下記の措置を講ずる。

- (1) 各美術館の共通的な事務の一元化による業務の効率化
 - (2) 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクルの推進、ペーパーレス化の推進
 - (3) 講堂・セミナー室等を積極的に活用するなど施設の有効利用の推進
 - (4) 外部委託の推進
 - (5) 事務のOA化の推進
 - (6) 連絡システムの構築等による事務の効率化
 - (7) 積極的な一般競争入札を導入
- 2 外部有識者も含めた事業評価の在り方について適宜、検討を行いつつ、年1回程度事業評価を実施し、その結果は組織、事務、事業等の改善に反映させる。また、研修等を通じて職員の理解促進、意識や取り組みの改善を図っていく。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 収集・保管

- (1)-1 体系的・通史的にバランスのとれた収蔵品の蓄積を図る観点から、次に掲げる各館の収集方針に沿って、外部有識者の意見等を踏まえ、適時適切な購入を図る。また、そのための情報収集を行う。

(東京国立近代美術館)

近・現代の絵画・水彩・素描、版画、彫刻、写真等の作品、工芸作品、デザイン作品、映画フィルム等を収集する。

美術・工芸に関してはコレクションにより近代美術全般の歴史的な常設展示が可能となるように、歴史的価値を有する作品・資料を収集する。

また、映画フィルム等については、残存するフィルムを可能な限り収集するとともに積極的に復元を図る。

(京都国立近代美術館)

近代美術史における重要な作品など、近・現代の美術・工芸・写真・デザイン作品等を収集する。その際、京都を中心とする関西ないし西日本に重点を置き、地域性に立脚した収蔵品の充実にも配慮する。

(国立西洋美術館)

中世末期から 20 世紀初頭に至る西洋美術の流れの概観が可能となるように、松方コレクションを中心とした近代フランス美術の充実、近世ヨーロッパ絵画の充実及びヨーロッパ版画の系統的収集を行う。

(国立国際美術館)

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために、主に 1945 年以降の日本及び欧米の現代美術並びに国際的に注目される国内外の同時代の美術を系統的に収集する。

(1)-2 収蔵品の体系的・通史的なバランスの観点から欠けている部分を中心に、寄贈・寄託品の受け入れを推進するとともに、その積極的活用を図る。

(2)-1 国民共有の貴重な財産である美術作品を永く後世へ伝えるとともに、展示等の美術館活動の充実を図る観点から、収蔵品を適切な環境で管理・保存する。また、保存体制の整備・充実を図る。

(2)-2 環境整備及び管理技術の向上に努めるとともに、展示作品の防災対策の推進・充実を図る。

(3)-1 修理、保存処理を要する収蔵品等については、保存科学の専門家等との連携の下、修理、保存処理計画をたて、各館の修理施設等において以下のとおり実施する。

緊急に修理を必要とする収蔵品のうち、緊急性の高いものから各分野ごとに計画的に修理を実施。

伝統的な修理技術とともに科学的な保存技術を取り入れて実施。

(3)-2 国内外の美術館等の修理、保存処理の充実に寄与する。

2 公衆への観覧

(1)-1 国民のニーズ、学術的動向等を踏まえ、各館において魅力ある質の高い常設展・企画展や企画上映を実施する。

(1)-2 常設展においては、国立美術館の各館の特色を十分に発揮したものとするとともに、最新の研究結果を基に、美術に関する理解の促進に寄与する展示を実施する。

(1)-3 企画展等においては、積年の研究成果の発表や時機に合わせた展示を企画し、学術水準の向上に寄与するとともに、国民のニーズに対応

した展示を実施する。企画展等の開催回数は概ね以下のとおりとする。

なお、実施にあたっては、国内外の美術館及びその他の関連施設と連携を図るとともに、国際文化交流の推進に配慮する。

(東京国立近代美術館)

本館 年3～5回程度

工芸館 年2～3回程度

フィルムセンター 年5～6番組程度

(京都国立近代美術館)

年6～7回程度

(国立西洋美術館)

年3回程度

(国立国際美術館)

年5～6回程度

(1)-4 展覧会を開催するにあたっては、開催目的、期待する成果、学術的意義を明確にし、専門家等からの意見を聞くとともに、入館者に対するアンケート調査を実施、そのニーズや満足度を分析し、それらを展覧会に反映させることにより、常に魅力あるものとなるよう努力する。

(1)-5 各館の連携による共同企画展、巡回展等の実施について検討し推進する。

(1)-6 収蔵品の効果的活用、地方における鑑賞機会の充実を図る観点から、全国の公私立美術館等と連携協力して、地方巡回展を実施する。

なお、中期目標の期間中毎年度平均で平成12年度の実績以上の入館者数となるよう努める。

また、公立文化施設等と連携協力して、収蔵映画による優秀映画鑑賞会を実施する。

(2) 収蔵品については、その保存状況を勘案しつつ、国内外の美術館・博物館その他これに類する施設に対し、貸与等を積極的に推進する。

(3) 入館者数については、各館で行う展覧会ごとに、その開催目的、想定する対象層、実施内容、学術的意義、良好な観覧環境、広報活動、過去の入館者数の状況等を踏まえて目標を設定し、その達成に努める。

3 調査研究

(1)-1 調査研究が、収集・保管・修理・展示、教育普及その他の美術館活動の推進に寄与するものであることを踏まえ、国内外の美術館・博物館その他これに類する施設及び研究機関とも連携等を図りつつ、次に掲げる調査研究を積極的に実施する。

収蔵品に関する調査研究

美術作品に関する調査研究

収集・保管・展示に関する調査研究

美術史、美術動向、作者に関する調査研究

世界の映画作品や映画史に関する調査研究等

- (1)-2 国内外の美術館・博物館その他これに類する施設の職員を、客員研究員等の制度を活用し招聘し、研究交流を積極的に推進する。
- (2) 調査研究の成果については、展覧会、美術作品の収集等の美術館業務に確実に反映させるとともに、研究紀要、学術雑誌、学会及びインターネットを活用して広く情報を発信し、美術館に関連する研究の振興に供する。また、各種セミナー・シンポジウムを開催する。

4 教育普及

- (1)-1 美術史その他の関連諸学に関する基礎資料及び国内外の美術館・博物館に関する情報及び資料について広く収集し、蓄積を図るとともに、レファレンス機能の充実を図る。
- (1)-2 収蔵品等の美術作品その他関連する資料の情報について、長く後世に記録を残すために、デジタル化を推進する。
- (1)-3 国内外の美術館等との連携を強化するとともに、資料室等の整備・充実を図る。
- (2) 新学習指導要領、完全学校週5日制の実施等を踏まえ、学校、社会教育関係団体と連携協力しながら、児童生徒を対象とした美術品解説資料等の刊行物の作成、講座、ワークショップ等を実施することにより、美術作品等への理解の促進、学習意欲の向上等を促し、心の教育に寄与するような教育普及事業を推進する。
また、児童生徒を対象とした事業について、中期目標の期間中毎年度平均で平成12年度の実績以上の参加者数の確保に努める。
- (3) 美術作品に関し、その理解を深めるような講演会、講座、スライドトーク及びギャラリートーク等を実施する等、生涯学習の推進に寄与する事業を行う。
それらの事業について、中期目標の期間中毎年度平均で平成12年度の実績以上の参加者数の確保に努める。
また、その参加者に対しアンケートを行い、回答数の80%以上から、その事業が有意義であったと回答されるよう内容について検討し、さらに充実を図る。
- (4)-1 美術館・博物館関係者等を対象とした研修プログラムについて検

討、実施する。

- (4)-2 全国の公私立美術館等の学芸担当職員（キュレーター）の資質を向上し、専門性を高めるための研修を実施し、人材養成を推進する。
- (4)-3 公私立美術館・博物館等の展覧会の企画に対する援助・助言を推進する。
- (4)-4 公私立美術館・博物館等が実施する研修会への協力・支援を行うとともに、情報交換、人的ネットワークの形成に努める。
- (5)-1 収集、保管、修理、展示、教育普及、調査研究その他の事業について、要覧、年報、展覧会図録、研究論文、調査報告書等の刊行物、ホームページ、またはマスメディアを利用して広く国民に積極的に広報活動を展開するとともに、国立美術館への理解の促進を図る。
また、その内容について充実を図るよう努力するとともに、4館共同による広報体制の在り方について検討を行う。
- (5)-2 国内外に広く情報を提供することができるホームページについては、教育普及など多様な活用ができるようコンテンツを工夫し、中期目標の期間中毎年度平均で平成12年度のアクセス件数以上となるよう努力する。
- (5)-3 デジタル化した収蔵品等の情報について、美術情報システム等により広く積極的に公開するとともに、その利用方法について検討する。
また、デジタル情報の有料提供についての方策を検討する。
- (6)-1 ボランティア等や支援団体を育成し、ボランティア等と連携協力して展覧会での解説など国立美術館が提供するサービスの充実を図る。
- (6)-2 企業との連携等、国立美術館の業務がより充実するよう今後の渉外活動の方針について検討を行う。

5 新たな美術館施設の円滑な運営について

- (1) 東京国立近代美術館本館については、平成14年の開館に向けて、体制整備、展示等の実施準備を進め、開館後は円滑な事業実施に努める。特に、展示面積の増加を機に展示内容の一層の充実を図る。
- (2) 国立国際美術館新館については、平成16年の移転に向けて、体制整備、展示等の実施準備を進め、開館後は円滑な事業実施に努める。具体的な管理運営のあり方等については開館までに検討を進める。

6 新国立美術展示施設（ナショナル・ギャラリー）（仮称）の開設に向けた準備について

文化庁が平成18年を目途に開設を予定している新国立美術展示施

設（ナショナル・ギャラリー）（仮称）について、文化庁と連携・協力し、その円滑な開設に向けた体制整備、展示事業等の準備を推進する。

7 その他の入館者サービス

- (1)-1 高齢者、身体障害者等の利用にも配慮した快適な観覧環境を提供するため、各館の方針に従って展示方法、表示、動線、施設設備の工夫、整備に努める。
- (1)-2 入館者サービスの充実を図るため、観覧環境の整備プログラム等を策定し、計画的な整備を行う。
- (1)-3 一般入館者を対象とする満足度調査及び専門家からの批評聴取等を定期的実施し、調査結果を展示等に反映させるとともに、必要なサービスの向上に努める。
- (1)-4 展示解説の内容を充実させるとともに、見やすさにも配慮する。また、音声ガイド等を活用した情報提供を積極的に推進し、入館者に対するサービスの向上を図る。
- (2) 入館者のニーズを把握、分析し、夜間開館の実施等開館時間の弾力化や小中学生の入場料の低廉化など、入館者へのサービスを心がけた柔軟な美術館展示活動等を行い、気軽に利用でき、親しまれる美術館となるよう努力する。
- (3) ミュージアムショップやレストラン等の施設を充実させるなど、入館者にとって快適な空間となるよう館内環境を工夫する。

予算（人件費の見積もりを含む）収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金等を積極的に導入することにより、計画的な収支計画による運営を図る。

また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

- 1 予算（中期計画の予算）
別紙のとおり。
- 2 収支計画
別紙のとおり。
- 3 資金計画
別紙のとおり。

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、8億円。

短期借入が想定される理由は、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、次の購入等に充てる。

- 1 美術作品の購入・修理
- 2 調査研究、出版事業の充実
- 3 企画展等の追加実施
- 4 入館者サービス、情報提供の質的向上、老朽化対応のための設備の充実

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

職員の計画的、適正な配置と人事交流の推進等を図る。

事務能率の維持・増進を図る。

- 1) 福利厚生 of 充実
- 2) 職員の能力開発等の推進

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考1)

- | | |
|-----------------|---------|
| 1) 期初の常勤職員数 | 1 1 5 人 |
| 2) 期末の常勤職員数の見込み | 1 1 5 人 |

このほか新国立美術展示施設(ナショナル・ギャラリー)(仮称)準備のための要員を予定。

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み 4, 8 0 8 百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

2 別紙のとおり施設・設備に関する計画に沿った整備を推進する。

1 予算(中期計画の予算)

平成13年度～平成17年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	23,244
施設整備費補助金	488
展示事業収入	1,535
計	25,267
支 出	
運営事業費	24,779
人件費	5,515
業務経費	19,264
うち一般管理費	5,639
うち展覧事業費	10,773
うち調査研究事業費	1,381
うち教育普及事業費	1,446
うち新国立美術展示施設(ナショナル・ ギャラリー)(仮称)設立等準備事業費	25
施設整備費	488
計	25,267

(脚注)

・上記の他、東京国立近代美術館本館増改築運営経費及び国立国際美術館新館整備、新国立美術展示施設(ナショナル・ギャラリー)(仮称)の設立準備等に係る経費が追加される見込みである。

・施設整備費補助金の金額は、改修(更新)等についての過去5年間の実績額の平均の4年分で計算している。

[人件費の見積り]

期間中総額 4,808百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

〔運営費交付金の算定ルール〕

1) 人件費

毎事業年度の人件費(P)については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y - 1) \times (\text{係数})$$

P(y):当該事業年度における人件費。P(y - 1)は直前の事業年度におけるP(y)。

():人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注)当該法人における退職手当及び公務災害補償費については、役員退職手当支給基準、国家公務員退職手当法及び国家公務員災害補償法に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

2) 業務経費

毎事業年度の業務経費(R)については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = (R(y - 1) - (y - 1)) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) + (y)$$

R(y):当該事業年度における業務経費。R(y - 1)は直前の事業年度におけるR(y)。

(y):特殊業務経費。新規施設の整備・竣工、政府主導(ミレニアム 特別枠、日本新生特別枠等)による重点施策の実施、法令改正に伴い必要となる措置、事故の発生等の事由により時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えない規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

(y - 1)は直前の事業年度における (y)。

():消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

():業務政策係数。自己収入に係る支出を勘案し、また、事業の進展により必要経費が大幅に変わること等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

3) 自己収入

毎事業年度の自己収入(受託研究を除く。)(E)の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$E(y) = E(y - 1) \times (\text{係数})$$

E(y):当該事業年度における自己収入の見積り額。E(y - 1)は直前の事業年度におけるE(y)。

():収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

4) 運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{P(y) + (R(y) - (y))\} \times (\text{係数}) + (y) - E(y) + (\text{係数})$$

A(y):当該事業年度における運営費交付金。

():効率化係数。各府省の国家公務員について10年間で少なくとも10%の計画的削減を行うこととされている観点から業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

():収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

上記の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に中期計画期間中の予算を試算。

- ・人件費の見積りについては、():人件費調整係数)を1.0%として試算。
- ・業務経費については、():消費者物価指数)は勘案せず、():業務政策係数)を機械的に一律4.0%として試算。
- ・自己収入については、():収入政策係数)を機械的に一律1.0%として試算。
- ・():効率化係数)については、1.0%として試算。
- ・():収入調整係数)については、一律1として試算。